

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）重点取組項目（案）

在宅医療・介護の連携(名称変更)

【目的・必要性】

- ・ 現計画の重点的な取組項目。現計画期間中には「府中市摂食・嚥下機能支援検討協議会」を開催し、また、「在宅療養環境整備協議会」を設置して検討を開始した。地域包括ケアシステムの要素でもあり、今後、在宅療養についての意識を市民に啓発し、在宅医療・介護連携のしくみをつくる必要があるため、次期計画においても重点取組項目として設定する。

【制度改正・新たな要件】

- ・ 地域における医療・介護の確保を図るための改革
- ・ 介護保険制度改正では、「地域支援事業」のひとつとして位置づけられた。

【重点的に取組むこと】

ケアマネジャー等と医師等医療従事者との研修会・事例検討会の実施
在宅医療への市民意識啓発事業の実施 認知症の医療連携の促進（「認知症連携を考える会」を発展） 在宅療養支援相談窓口の設置

新しい総合事業の体制構築（新規）

【目的・必要性】

- ・ 介護保険制度改正では介護予防給付の一部（訪問介護・通所介護）が地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業」となる。他方、現計画の重点的な取組項目である「生活支援の充実」については各種ヘルパー事業も展開しているが、より良いサービスへの見直しも必要となっている。以上の目的と必要性を受け、府中市では介護予防推進センターの活用も含めた新しい総合事業の体制を構築する。また、地域の居場所づくり、元気な高齢者の活動支援もあわせて展開する。

【制度改正・新たな要件】

- ・ 介護保険制度改正では、「地域支援事業」のひとつとして位置づけられた。
- ・ 府中市では独自の「介護予防推進センター」を介護予防の活動拠点として有している。

【重点的に取組むこと】

「新しい総合事業」の体制の全体像（予防給付の移行のシナリオづくり・体制づくり）
「ふれあいサロン」、「ほっとサロン」等の通いの場の充実と新しい場の発掘

認知症施策の推進（名称変更）

【目的・必要性】

- ・ 現計画の重点的な取組項目。府中市では平成18年度制度改正を機に、「介護予防」とともに力点を置いてきた。現計画期間には、認知症サポーターささえ隊の養成を推進し、「もの忘れ相談医」を展開した。国の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」等を参考に認知症施策全体を再構築し、進める必要があるため、重点取組項目に設定する。

【制度改正・新たな要件】

- ・ 「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」
- ・ 介護保険制度改正では、「地域支援事業」のひとつとして位置づけられた。

【重点的に取組むこと】

認知症ケアパスの作成・普及 認知症の早期発見・早期診断等の体制づくり 認知症の医療連携の促進（「認知症連携を考える会」を発展）（再掲） 地域での認知症の方と家族支援の強化（認知症カフェ等） 認知症コーディネーター、認知症地域支援推進員等の配置

高齢者の住まい方の支援

【目的・必要性】

- ・ 現計画の重点的な取組項目。地域包括ケアシステム構築の前提として、生活の基盤として必要な住まいが整備され、かつ、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることであることから、次期計画においても重点取組項目に設定する。

【制度改正・新たな要件】

- ・ 「住まい」は、「介護」、「医療」、「予防」、「生活支援サービス」とともに、地域包括ケアシステムを構築する要素のひとつとして位置付けられている。

【重点的に取組むこと】

サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の住まい確保策の検討・促進
日常生活圏域ごとに計画された認知症高齢者グループホーム等の整備促進
住環境改善の相談・情報提供（住宅改修、住替え等）

地域で支え合うしくみづくりの推進（新規）

【目的・必要性】

- ・ 元気な高齢者が培った知識や経験、技術を活かしながら、地域の一員としてサービスやボランティア活動の担い手として活躍するとともに、元気な高齢者が中心となり、地域における支え合いの体制を構築することが求められることから、重点取組項目に設定する。

【制度改正・新たな要件】

- ・ 少子・高齢化や財政状況から、「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、今後は「自助」「互助」「共助」の果たす役割がさらに重要になることを視野に入れた取組が必要であるとして、位置づけられた。

【重点的に取組むこと】

高齢者地域支え合い推進事業 ボランティアの活用促進 高齢者が担い手となるコミュニティ支援・生活支援のしくみづくり 災害や防犯に対する支援体制の充実

地域包括支援センターの機能充実

【目的・必要性】

- ・ 現計画の重点的な取組項目。「在宅医療・介護の連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」等地域包括ケアシステム構築の拠点となる必要があることから、次期計画でも重点取組項目に設定する。

【制度改正・新たな要件】

- ・ 在宅医療と介護の連携に向けて、医師会等とも連携した在宅医療連携拠点機能が求められている。地域包括支援センターは、その拠点機能のひとつに位置づけられた。

【重点的に取組むこと】

多職種協働のケアマネジメント支援の場としての地域ケア会議の充実
医療連携の推進